

## 1. クーポンが使えるサービス

類型	子育て支援サービス	サービス提供者	支払方法
保育・育児支援	一時預かり事業	きららこども園	償還払
		ひまわり保育園	
		みどり保育園	
病児病後児保育事業	ファミリーサポートセンター事業	各医療機関	償還払
		板野東部ファミリーサポートセンター	償還払
保健	任意予防接種 ・インフルエンザ ・おたふくかぜ	各医療機関	償還払
	フッ化物塗布 (保険外診療のみ)	各歯科医療機関	償還払
その他	子育て支援事業	松茂町子育て支援センター	クーポン払
	産後ケア (保険外診療のみ)	一般社団法人徳島県助産師会 (対象施設は松茂町HP参照)	償還払
	社会教育施設等利用料 (入館料、入園料)	Baby Kumon (松茂北教室)	償還払
		大塚国際美術館	
		とくしま動物園	
		あすたむらんど 木のおもちゃ美術館	
	親子教室	mama is happy	クーポン払
		cotocoto	償還払
子育て支援創造スペースミレア		クーポン払 償還払	
子育て支援タクシー	松茂タクシー	償還払	

※予防接種、フッ化物塗布は保護者については対象外です

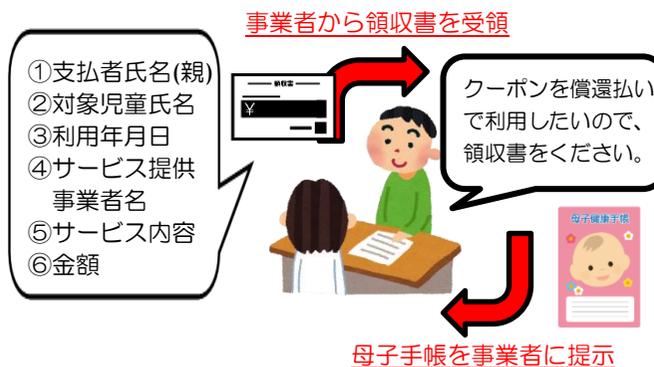
- クーポンを利用する際は本人確認を行うため、母子手帳、保険証等をご持参ください。
- 最新の利用可能サービスは松茂町HPに掲載しています。クーポン裏面のQRコードからも閲覧可能です。

## 2. クーポン利用の流れ

### (1) 償還払いの場合

#### Step1 サービスの提供を受ける

町が償還払い対象として定めるサービスを受けた場合は、いったん料金を現金でお支払いください。その際、必ず「クーポンを《償還払い》で利用したい」と申し出ていただき、クーポン対象児童の氏名が記載された母子手帳を提示した上で、①～⑥の必要事項が記入された領収書を受け取ってください。



#### ※ 医療機関で任意予防接種・フッ化物塗布を受ける場合 ※

医療機関における任意予防接種とフッ化物塗布については、受付で申し出る必要はなく、母子手帳の提示も必要ありません。また、①支払者氏名（親）以外の必要事項が記載されていれば、受付で交付される通常の領収書で償還払いを受けられます。  
（※任意予防接種は医師と相談していただき、リスク等をよく理解したうえで、自己責任により接種してください。）

#### Step2 払い戻しの手続き

福祉課でお渡しする「とくしま在宅育児応援クーポン請求書」に必要事項を記入のうえで、料金の償還払い請求を行います。

申請する際には、以下の書類等をご持参ください。

- ・事業者の発行した領収書（原本）
- ・とくしま在宅育児応援クーポン
- ・母子手帳
- ・通帳もしくはキャッシュカード（申請者名義のもの）

#### Step3 サービス利用料金の振込み

松茂町は請求書の内容を確認のうえ、代金相当額を償還払いします。手続きいただいた月の翌月に、指定口座へ振り込まれます。

#### 【注意事項】

償還払い請求は、サービス利用後速やかに手続きをしてください。利用日から6か月以上経過すると、償還払い請求はできません。

### (2) 現物（クーポン）払いの場合

#### Step1 利用するサービスを選ぶ

町のチラシやホームページから、利用したいサービスを選んでください。

登録のない事業者では、クーポンを利用することができませんので、必ず利用前に確認してください。

#### Step2 サービス内容を登録事業者を確認して利用

サービスの利用前に、必ず内容・利用方法・料金などを確認してください。クーポンは支払金額よりも額面が少ない場合のみ使えます。

**500円未満の端数の支払いには使用できませんので、ご注意ください。**

#### Step3 本人確認書類（母子手帳）の提示

クーポンでの支払いには本人確認が必要となります。原則として、母子手帳で交付対象のお子さんであるかを確認するので、サービス利用時には母子手帳等を持参してください。

#### Step4 クーポンでの支払い

クーポンは冊子ごと事業者にお渡しください。事業者側で確認の上、必要枚数だけ切り離します。  
**※クーポンは切り離し無効です。ご注意ください。**

### 3. 大塚国際美術館のサービス利用方法について

大塚国際美術館入館料のサービス利用方法は償還払いになっています。一旦料金を自己負担していただき、後日松茂町役場福祉課窓口で請求の手続きをお願いします。  
※券売機での購入はサービスの対象外となりますのでご注意ください。

#### 【とくしま在宅育児応援クーポンの利用方法】

##### 1. 大塚国際美術館窓口で当日券を購入された場合

→大塚国際美術館窓口で領収書の発行をお願いします。領収書の発行をする際には、対象となる保護者と子どもの名前が分かる健康保険証等を提示していただくようお願いいたします。

##### 2. コンビニ等で前売券を購入された場合

→購入されたコンビニ等のレジなどで申し出てください。領収書の発行をお願いいたします。レシートは不可となりますので必ず領収書の発行をお願いいたします。

##### 3. オンラインチケットを購入された場合

→購入されたサイトにて、領収書の発行をお願いいたします。チケットの購入をされる際に領収書の発行ができます。発行した領収書を印刷して、役場窓口へ提出していただくようお願いいたします。

※発行された領収書に、一緒にサービスを利用された保護者と子どもの名前がなかった場合は自筆で構いませんので加筆をお願いいたします。

### 4. とくしま動物園のサービス利用方法について

動物園では業務の都合上、領収書の発行及び追加記載がありません。料金の分かるチケット等に、保護者名・児童名等の必要事項を記入し、記載内容を確認してもらってください。また、年間パスポートは対象外です。

### 5. こんなときは？

#### （とくしま在宅育児応援クーポンQ&A）

- Q** ミルクやおむつの購入に使えますか？
- A.** 物品購入には使えませんので、ご了承ください。
- Q** クーポンの券面に500円と記載されていますが、500円未満の支払いにも使えますか？
- A.** クーポンの額面未満の端数のお支払には利用できません。端数は現金でお支払いください。
- Q** 家族の誰でもが使えますか？
- A.** クーポンの表紙に名前を記載されているお子さんと、その父母（または養父母）のみが利用できます。
- Q** 一時的に子どもを祖父母に預かってもらっていますが、祖父母宅の家事援助をクーポンで利用できますか？
- A.** クーポンの利用対象は父母（または養父母）のみですので、父母（または養父母）の家庭以外の家事援助には利用できません。
- Q** 上の子の用事で下の子を預けます。下の子のクーポンは残り少ないので、上の子のクーポンを使ってもいいですか？
- A.** クーポンは、表紙に記名されているお子様のみ利用できます。兄弟姉妹のクーポンは利用できません。
- Q** 県外の病院で予防接種を受けたのですが、クーポンは使えますか？
- A.** 県外の医療機関におけるサービスも、償還払いの対象になります。
- ※予防接種、フッ化物塗布はお子さんのみが対象です**



松茂町マスコットキャラクター「松茂係長」

松茂町では、町内に住民票がある3歳未満のお子様を在宅で育児する保護者の方を対象に、子育て支援サービスの利用料にあてることができるクーポン券を交付しています。

松茂町役場 福祉課

Tel：088-699-8713